#### 東かがわ市

### 議会追切

**45**号 平成26年10月発行

Report of City Assembly



相生ふるさと村まつり (三本松高校吹奏楽部)

#### 目次

議会報告2~7	議員の賛否
閉会中各常任委員会 · · · · · 8~11	議会日誌・
一般質問12~18	

議員の賛否表		٠.	٠.	•	· 19
議会日誌・編集	集後記等·				. 20

## 条例の制定(7件)

平成26年第3回定例会は9月2日に招集され、会 期18日間をもって9月19日に閉会しました。

この間、提出された議案は、報告4件、平成25 年度決算認定9件、条例の制定7件、条例の改正3 件、平成26年度補正予算に関するもの4件、議員 発議2件の合計29件が提出されました。

決算認定9件は決算審査特別委員会に付託され 10月に審査しますが、その他の議案はすべて原案 通り可決承認されました。

#### とができることになっています。 しています。 るものです。 として審議会等の機関を置くこ 治法の規定に基づき、附属機関 いた審議会等について見直しを この度、要綱により想定して 普通地方公共団体は、地方自

として一括して規定し、設置す 行い、本条例において附属機関 なお、施行期日は、公布日と

例の制定について 東かがわ市附属機関設置条

とし、平成32年3月31日限りで ほか、来年度以降は、関係各課 ら、縁むすび事業を対象にする 業にあてることも可能なことか 化する予定です。 て支援事業計画とあわせて事業 で協議しながら、子ども・子育 この基金は平成26年度新規事 なお、施行期日は、 公布の日

効力を失います。

定です。 わたり県補助金が交付される予 るもので、今年度から5年間に じた事業を実施できるようにす 計画的に地域ごとのニーズに応 するため、中・長期的な視点で れ目のない支援を総合的に推進 娠・出産を経て、子育てまで切 補助金の目的は、結婚から妊



者による保育を行う居宅訪問型 事業、居宅において家庭的保育

いて、事業所の従業員の子ども 保育事業、事業所内の施設にお

ものです。

基金を設置して事業を実施する

ども基金補助金制度が創設され

県において、かがわ健やか子

金条例の制定について

東かがわ市健やか子ども基

たことに伴い、本市においても

準を定める条例の制定につい 等の設備及び運営に関する基 東かがわ市家庭的保育事業

子ども・子育て 支援新制度の 創設に伴い、 条例を制定

議案第3号·4号·5号·7号

を対象とし、利用定員が5人以 主に満る歳未満の乳児・幼児

下で、家庭的保育者の居宅また

育事業、利用定員が6人以上19 はその他の場所で行う家庭的保

八以下で保育を行う小規模保育



市内幼稚園

基準と同様の定めとしました。 ものです。 の認可基準となる条例を定める の認可が必要になりました。 域型保育給付を受けるために市 を実施しようとする場合は、地 保育事業、この4つの保育事業 る子どもの保育を行う事業所内 のほか、地域の保育を必要とす 条例制定にあたっては、国の このため、 本市における事業

#### 議案第4号

の運営に関する基準を定める 条例の制定について 施設及び特定地域型保育事業 東かがわ市特定教育・保育

業の運営に関する基準」を条例 場合、市町村の確認を受けた特 で定めるものです。 保育施設及び特定地域型保育事 て、本市における「特定教育 を支払うこととされています。 設型給付費や地域型保育給付費 保育事業に対して、市町村が施 定教育・保育施設や特定地域型 本条例は、内閣府令を踏まえ 子どもが教育・保育を受けた

り従うべき基準及び参酌基準が ことになりました。条例制定に 国の基準と同様の定めとしまし 示されており、本市においては あたっては、厚生労働省令によ いては、市町村の条例で定める 課後児童クラブの最低基準につ 児童福祉法の改正により、 放

します。 ども・子育て支援法施行の日と なお、各条例の施行日は、子

認定に関する条例の制定につ 東かがわ市保育の必要性の

ものです。 施に関する条例」を廃止し、改 めて本条例を制定するものです。 わることから、現行の「保育の実 保育の必要性の事由について 保育の必要性の認定基準が変 国の基準を踏まえて定める

#### 議案第フ号

する基準を定める条例の制定 育成事業の設備及び運営に関 東かがわ市放課後児童健全

#### 議案第6号

例の制定について 東かがわ市認定こども園条

て「幼保連携型認定こども園 が創設されることとなります。 づけを持つ単一の認可施設とし 児童福祉施設の両方の法的位置 づく学校と児童福祉法に基づく 部改正により、学校教育法に基 通称「認定こども園法」の

> ども園法」の一部を改正する法 定めるものです。 園」の設置に関し必要な事項を 区幼保一元化施設「大内こども 連携型認定こども園として、平 成27年4月に開園予定の大内地 なお、施行期日は、「認定こ 本条例は、同法に基づく幼保

律の施行の日とします。



大内こども園

## 条例の改正 (3件)

#### **議案第8号**

正する条例について弁償に関する条例の一部を改非常勤のものの報酬及び費用非常勤のものの報酬及び費用

等を行うものです。 等を行うものです。 本市では、地方自治法及び本本市では、地方自治法及び本

また、補助機関では、現在、 各要綱において委嘱、任命して といる「身体障がい者相談員」、「知 いる「身体障がい者相談員」及び「介護 をらに、母子及び寡婦福祉法 の改正により、「母子自立支援 の改正により、「母子自立支援 の改正により、「母子自立支援 ののです。

に係る改正及び補助機関の追加なお、施行期日は、附属機関

10月1日とします。 の名称を「母子・父子自立支援 の名称を「母子・父子自立支援 員」に改正する規定については、 員」に改正する規定については、

#### 議案第9号

このいて、一部を改正する条例で条例の一部を改正する条例を開かがわ市放課後児童クラ

また、現在、午後6時までの



------大内小学校多目的棟(とらまる子どもの家)

学校の教職員を地域啓発人権推

人権啓発推進事業では、

進委員に任命し、市職員ととも

#### 議案第10号

する条例について進委員設置条例の一部を改正東かがわ市地域啓発人権推

す。本条例の一部を改正するもので本条例の一部を改正するもので講師陣を委員に委嘱するため、

民の方々に講師として参加して

在は、啓発の手法が変わり、

に啓発を行っていましたが、

いただいています。

10月1日としています。 なお、施行期日は、平成26年



### 補正予算(4件)

#### ☆一般会計

譲案第11号

いて会計補正予算(第2号)につ会計補正予算(第2号)について

164億7,669万3千円に補正後の予算総額を10億7,143万6千円追加し、歳入歳出ともに

#### 総務費

球菌の定期予防接種化に係る

に伴い、水痘及び成人用肺炎

予防接種法施行令等の改正

ています。

経費を計上し

#### 民生費

#### 土土

を追加計上しています。及び市道橋修繕工事に係る経費市道維持修繕工事に係る経費

#### 消防費

追加計上しています。
防災倉庫設置事業費補助金を

#### 教育費

備品購入費用を計上しています。県の事業採択に伴う小中学校の朽化に伴う新規購入費用や国、大内小学校スクールバスの老

で措置します。

なお、財源は過疎対策事業債

### **晨林水産業費**

#### 教育費

三本松地区コミュニティセン三本松地区コミュニティセン

#### 歳

委託料を追加補正しています。
た、中川排水機場施設整備事業、
で、中川排水機場施設整備事業、
計上、また、債務負担行為とし
計上、また、債務負担行為とし

### **譲案第14号(追加議案)**

いて 会計補正予算(第3号)につ 平成26年度東かがわ市一般

165億1,829万3千円に補正後の予算総額を4,160万円追加し、歳入歳出ともに

#### ☆特別会計

#### 議案第12号

(第1号)について保険事業特別会計補正予算平成26年度東かがわ市介護

38億8,557万円に歳入歳出予算の総額を5,223万円を追加し、歳入歳出それぞれ

#### 主な歳出

で積み立てます。

#### 歳



県負担金及び支払基金交付金を前年度繰越金、介護給付費国・

計上。

#### 議案第13号

算(第1号)についてサービス事業特別会計補正予平成26年度東かがわ市介護

一般会計へ繰り出すものです。 3,233万5千円に 補正内容は、平成25年度決算 による繰越金252万6千円を による繰越金252万6千円を

### 議員発議(2件)

の一部を改正する条例につい東かがわ市議会委員会条例

す。

名称を会計課に改めるもので

の名称を会計課に改めるもので

設経済常任委員会所管の出納室

組織条例の改正に伴い、総務建

#### 発議第2号

意見書についてる医療費助成の充実を求めるのイルス性肝炎患者に対す

るものです。 定制度を国に対して強く要望す 緩和し、患者の実態に応じた認 能障害による障害認定の基準を と、身体障害者福祉法上の肝機 支援について新たな制度の創設 に対する医療費助成を含む生活 てに提出しました。 院議長、総理大臣と関係大臣あ 致の上、標題の意見書を衆参両 書を受け、協議の結果、全会一 見書の提出を求める要望の陳情 る医療費助成の充実を求める意 からウイルス性肝炎患者に対す 内容は、肝硬変・肝がん患者 全国B型肝炎訴訟広島弁護団

### 報告(4件)

#### 報告第1号

分の報告について頃の規定による市長の専決処地方自治法第180条第1

て、報告がありました。請負契約の変更契約2件につい定2件と議会の議決を得た工事専決処分をした損害賠償額の決地方自治法の規定に基づき、

## 損害賠償額の決定について

980円と決定したものです。 が賠償することで和解をし、賠 車両の修理費及び代車料を本市 対0とし、損傷を受けた相手方 員の不注意により発生した事故 接触し、損傷させたもので、 職員が運転する庁用車を駐車さ 側駐車場において、学校教育課 で和解をし、賠償額を5万9, 割合分を本市が賠償すること 車両の修理に要した費用の過失 対8とし、損傷を受けた相手方 損傷したもので、過失割合を2 償額を17万8,200円と決定 であることから、過失割合を10 せようとした際、相手方車両に した際、相手方車両と接触し、 庁用車で交差点を通過しようと 2件目は、市役所大内庁舎北 1件目は、総務課臨時職員が、

いずれも、賠償額について

したものです。

指導しています。 行を、安全運転管理者を通じて、 ていますが、当該職員に対して は、任意保険で全額補てんされ

#### て 工事請負契約の変更契約につい

ての2件です。
工事」及び「平成25年度東かがわ市統合庁舎建築25年度東かがわ市統合庁舎建築事決がの24での2件です。

建築工事については、当初契 建築工事については、当初契約 金額2億6,250万円に1, 金額2億6,250万円に1, 金額2億6,250万円に1, 金額2億6,250万円に1, 金額2億6,250万円に1, としたものです。

備の仕様の変更などです。正省エネ法に基づく高圧受電設など、設備工事については、改加、撤去コンクリート量の増加については、移動式書架の追の更の主な内容は、建築工事

延長を行ったものです。27年3月20日までとする工期の末としたことから、工期を平成末としたのです。



#### 報告第2号

の報告についての規定による健全化判断比率化に関する法律第3条第1項地方公共団体の財政の健全

健全化判断比率は、普通会計の赤字割合を示す「実質赤字比の赤字割合を示す「連結合算した赤字割合を示す「連結を質が表質がある。 一般会計と全特別会計を を、その地方の公債費のでいます。 の当合で示す「実質公債費と率」、一般会計と全特別会計を を、その地方の公債費の大きさを、その地方の公債費の大きさを、その地方の公共団体の財政規模に対すると、の割合で示す「将来負担比率」の4つの指標から成っています。

> 基準と財政再生基準が設けられ、 を化計画、財政再生計画又は経 全化計画、財政再生計画又は経 全化計画、財政再生計画又は経 全化計画、財政再生計画又は経 を主されて早期健全 いて算定したこれらの指標は、 いて算定したこれらの指標は、 なでの指標において早期健全 は基準未満であり、実質赤字比 本市の平成25年度決算に基づ いて算定したこれらの指標は、 など連結実質赤字比率及び将来 を連結実質赤字比率及び将来 を連続であり、実質赤字比

#### 報告第3号

報告についての規定による資金不足比率の化に関する法律第22条第1項と対象の対象の健全

資金不足比率とは公営企業の資金不足と、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較模である料金収入の規模と比較根である料金収入の規模と比較水道事業特別会計並びに水道事業水事業特別会計並びに水道事業規会計のいずれも資金不足比率とは公営企業のでなし」で報告されました。

#### 報告第4号

務の点検及び評価について東かがわ市教育委員会の事

を 教育委員会は、毎年、その権 教育委員会は、毎年、その権 とこのことを受け、その結果 に、公表することとされていま が、その結果に関する報告書を が、その結果に関する報告書を が、その結果に関する報告書を が、その結果に関する報告書を は、公表することとされていま で、公表することとされていま で、公表することとされていま で、公表することとされていま で、公表することとされていま で、その結果に関する報告書を が、その結果に関する報告書を が、その結果に関する報告書を が、その結果に関する報告書を が、その結果に関する報告書を が、その結果 に、公表することとされていま で、公表することとされていま で、公表することとされていま で、公表することとされていま で、公表することとされていま

評価を受けています。 良好で成果が上がっているとの策・事業が随所に見られるなど、年度の点検評価を生かした施











# 総務建設経済常任委員会

#### 調査実施日

平成26年8月5日

#### 調査項目 )統合庁舎等について

**(B)** 画についての取り組みは。 大内、引田庁舎跡地利用計

ふさわしいものを決めていき しているが、将来その地域に 大内庁舎跡地は慎重に検討

は、 ているが、今後、 料館として利用してはと考え から4階について歴史民俗資 決めていきたい。 引田庁舎の利活用について 1階は引田窓口とし2階 意見を聞き

**B** ては再度検討する。 地の一部に建設するかについ 設するのが良いと思うが。 設の窓口センターを敷地に り早急に潰すのであれば、仮 仮事務所を賃借するか、 大内庁舎は危険な建物であ 跡 建



容については締結に関する部 中のリスク分担を改定する内 せる指導はどうするのか。 分は各課が行っていくが、基 本的な部分の共通認識を持た 指定管理者との基本協定の

れがきちっと反映されている 当初予算の要求の際には、そ を周知する。なお、来年度の かどうか予算査定の中で確認 の担当者を集めて改定の内容 近いうちに関係する所管課



#### ○生活困窮者自立支援法について 平成26年8月5日

調査実施日

民生文教常任委員会

の取り組みは。 来年度から施行されるがそ

援等の自立支援事業から取り 就労や自立に関する相談支

**8** 

## ○放課後子どもプランについて

**B** るが体制整備等はできるの 利用対象が6年生までとな

8 組み、28年度までに体制整備 及び小学校との連携等に取り 施設の整備や支援員の確保

## をする。

## ○子ども・子育て支援新制度に

保育所等の利用料は。

等どの施設を利用しても負担 める基準を限度として保育所 現行の負担額を基に国が定

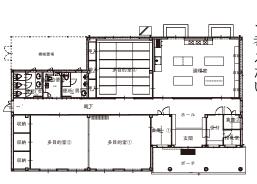
> 額で設定する。 額に差が生じないようほぼ同

#### ○三本松コミュニティセンター 仮称)について

のになっているのか。 計画案は地域の要望するも

**B** 

う考えたい。 ものとなっている。指定管理 としての業務内容はできるだ において、おおよそ合意した け地域の活性化につながるよ 地域活性化協議会との協議



三本松コミュニティセンター (計画)

金をプールし一括して使うこ

#### 付託議案

ものと決定付託された8議案については原案可決すべき

## **C生文教常任委員会**

#### 議案第2号

あり、いろんなことが考えらる「目的を達成するため」とる「目的を達成するため」とる「目的を達成するため」とのであり、いろんなことが考えられると思うが月体やか子ども基東かがわ市健やか子ども基

あるのか。

世界の補助対象事業として、 学子化対策の取り組み、発達 障がい児に対する支援、母子 障がい児に対する支援、子育て力の 向上を図るための取り組み、 子ども子育て支援事業計画の ためということで、市独自の 取り組みもできる。まずは、 工で支援事業の周知の徹 底、啓発の充実を行う。また、 が園前の子どもが安心して遊 がる場所の確保のための遊具の の設置、児童館等の遊具の設 の設置、児童館等の遊具の設

協議を重ね事業化していく。ともできるので、関係各課と

#### 議案第3号

準を定める条例の制定につい等の設備及び運営に関する基東かがわ市家庭的保育事業

- 事業所内保育事業を行う者は、利用定員数6人以上7人は、利用定員数6人以上7人はが見の定数を2人と定めてはが見の定数を2人と定めているが地域の方が2人いない
- るれば許可することができる。 とも月の途中から入所可能で が、その時点でいなく が、その時点でいなく が、その時点でいなく が、をの時点でいなく
- うに行うのか。 保護者への周知方法をどのよい 新制度への取り組み、住民、

容 待機児童対策と国のほうは

(ボと) チラシ等で説明している。 事業の内容については広報、

考えているようだが、市にお

きりませっている。おが、どう対処するのか。特ち込まれると危惧されてい要件が緩和され、保育格差が要件が緩和され、保育格差が

る。 て、保育の資質の向上に努め市・県の研修をしっかり受け ・ 条例で定めているように

#### 議案第4号

条例の制定についての運営に関する基準を定める施設及び特定地域型保育事業東かがわ市特定教育・保育

問 第31条には、地域との連携 交流がなくなると思われるが 交流がなくなると思われるが

とかの交流を実施している。おいては自治会、老人クラブ

8

現在、市では、求職活動中

めていきたい。 を入りうずや自治会との交流を同様に誉水・三本松地区のも同様に誉水・三本松地区のを流いと考

#### 語案第5号

いた。 認定に関する条例の制定についまかがわ市保育の必要性の

- 保護者の就労時間が月48時間 保護者の就労時間が月4時間の範囲内で、定
- 市では、今まで4時間と定めた。○ 市では、今まで4時間というのが大半を占めている。また、子ども・子育て会る。また、子ども・子育て会る。また、子ども・子育ない。
- 動を確認する方法は。
  期間はどうなるのか。また活期間はどうなるのか。また活め要性を認定する場合の有効

2ケ月としているが新制度で2ケ月としているが新制度では、雇用保険の必要給付の支は、雇用保険の必要給付の支は、雇用保険の必要給付の支が定めるとなっているので本が定めるとなっているので本が定めるとなっているので本が定めるとなっているので本が定めるとなっているので本が定めるとなっているので本が定めるとなっているので本が定めるとなっている。

#### 語案第6号

## 例の制定について東かがわ市認定子ども園条

だけの設置としている。あるため今回は大内子ども園をとることができない状態での状態であり、子育て支援室

#### 請案第フ号

についてする基準を定める条例の制定育成事業の建設及び運営に関東かがわ市放課後児童健全

- ® 職員の年齢制限を定めない
- 検討されたのか。 かせてもらっていると思うがかせてもらっていると思うが
- 士の資格を持った人が必ず必いうことで保育士、社会福祉 支援員の質を高めていくと

びこ園は現在、保育室が満杯

要カ

研修を重ねていく。 り、資格を有するだけでなくず資格を有する者と考えてお 2名でする場合、1名は必

#### 譲案第9号

について
ブ条例の一部を改正する条例
東かがわ市放課後児童クラ

- おたときは午後6時から午後のたときは午後6時から午後のたときは年後6時から午後のたときは臨時にこれを変更することができるとれを変更することができるとれを変更することができるとれを変更することができれを変更することができるとなっており、市長が必要と認知されるが間に合わない場合の延長などの利用は可能か。

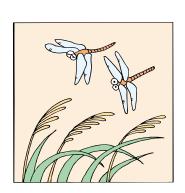
#### 案第10号

いなく使える方向で行きたい。

今後も学校と連携して間違

正する条例について進委員会設置条例の一部を改東かがわ市地域啓発人権推

得られるであろうとの審議会 協働での啓発のほうが成果が はあった。また現在は行政が 部落史学習についての内容を 校・中学校での人権同和教育 発を進めてきた。内容につい の答申を得て現在の啓発内容 く、市民を主体とした行政と 啓発事業であり、一定の成果 先生方に説明していただいた の内容と併せて小中学校での ては保育所・幼稚園・小学 方に委員になっていただき啓 とによっての効果、成果は。 一方的に啓発を行うのではな 合併当初、小中学校の先生



啓発方法が変わってきたこ

#### 付託議案

ものと決定付託された3議案については原案可決すべき

## **丁算審査常任委員会**

#### 調繁祭2号

いて 会計補正予算(第2号)につ 平成26年度東かがわ市一般

#### 総務費

## 大内窓口仮事務所について

たのか。 用することについて検討はし 残す場合に既存の浄化槽を使 大内庁舎跡地に窓口機能を

び、NTTTビルを仮事務所にし、大内庁舎の210てた場合、大内庁舎の210てた場合、大内庁舎の210

する必要があるのか。

健やか子ども基金について

たり市民が大きな影響を受けおいて、騒音、埃、振動であっに庁舎の取壊しとかの工事にに仮設で事務所を造った場合再検討をした。大内庁舎跡地再検討をした。

用したいと思っている。

関はNTTビルを改修して利民の安全も考えてしばらくの

#### 民生費

## 臨時福祉給付金について

■ 対象者を約2,000人増● 現段階の予想で基本部分9,078人、加算部分5,9,078人、加算部分5,400分割● 現段階の予想で基本部分をのうち68%は給付決定とそのうち68%は給付決定となっている。今後は啓発も踏なっている。今後は啓発も踏まえて市民に周知していく。

は 場から5年間の補助がある

❷ 27年度以降も継続事業の意

正である。

するとの県の回答である付額は未定で、計画に基づいた交付事業で実績状況を勘案た交付事業で実績でいては交のがあり5年間の基金と考え

#### 土木費

## 橋りょう長寿命化事業について

○ ころで、今後、集約できる橋● 長寿命化事業が始まったと夢るのか。● 市道橋修繕工事を優先順位

### 特別会計補正予算

### に基づい あった 追加

追加議案 付託された議案に

計補正予算(第3号)について 平成26年度東かがわ市一般会

議案第14号

#### 教育費

(仮称)について 三本松コミュニティセンター

いて行ったのか。 金額の開きの部分、検証につを見て何が原因であるのか。

案した理由は何か。 追加で提見直しはしたのか。追加で提別 不落になってから設計書の

○ 見直した工種は、地盤改良○ 見直した工種は、地盤改良

#### 般

## 市長自身の8年間の評価は

## 戦略マニフェストは着実に進めてきた



昭男

どう評価しているかお尋ねする。 問 の進捗状況、また足跡について マニフェストに掲げた各分野で おおよそ総括し、ご自身の戦略 できたと思われるが、8年間を とでまちづくりに鋭意取り組ん を迎えている。厳しい財政のも 藤井市長は就任から8年目

減少対策」では、若者人口の流 り地域活動の観点から安全な生 時要援護者登録台帳の整備によ 進め、啓発活動や避難訓練など や排水ポンプ場の整備も着実に 策として、小中学校の耐震化率 えるようになった。自然災害対 報の伝達が、迅速かつ的確に行 整備と各世帯への告知放送端末 活の支援を行ってきた。「人口 による団体間の連携強化、 100%を達成し、幼保の統合・ 設置により、防災面での緊急情 耐震化も進めており、高潮対策

総 務

課

公共施設等総合管理計画」を

平成27年度中を目途に策定する

総 務

楠田

どを計画的に行うことにより、 化による今後の公共施設等の利 等総合管理計画」の策定を推進 置を実現するため、「公共施設 ともに、公共施設等の最適な配 財政負担を軽減・平準化すると て、更新・統廃合・長寿命化な を把握し、長期的な視点をもっ 体においては公共施設等の全体 必要がある。そこで、地方自治 自治体施設全体の最適化を図る 用需要の変化が予測されるため、 設された公共施設等がこれから 本市でも、「公共施設等総合管 する必要があるとされている。 にあり、さらに人口減少・少子 大量に更新時期を迎える中、地 方財政は依然として厳しい状況 地方自治体では、過去に建

率化を進めるためであり、また

の拠点となると同時に行政の効 ついて、統合庁舎の建設は防災

的に推進し、掲げてきた戦略的

しながらも、行財政改革を積極

マニフェストは、着実に進めて

く課題解決に取り組んできた。 概」と「情熱」を持ち、粘り強 努め、市民の皆様と一緒に、「気 ながら、効率的な行財政運営に 視し、社会情勢の流れを見極め 常に政治、経済の動向を注

安心・安全のまちづくり」に

る。

総じて、様々な事業を展開

度、

各種子育て支援制度など、

若者の定住化対策を実施してい

び事業、若者の住宅取得補助制

出対策として就職推進センター

の設置、婚活を支援する縁むす

市内全域への光ファイバー網の

来れたものと考えている。

理計画」

の策定は是非とも必要

ような取り組みを行うのか伺い ではないかと思われるが、どの

敬

等の最適化に取り組んできた。 画・実施計画)」、「行財政改革 考え方を盛り込むこととされて を対象として、更新・統廃合・ 行動計画」に基づき、公共施設 建設計画」、「総合計画 いる。本市では合併後、「新市 長寿命化などに関する基本的な 方公共団体の全ての公共施設等 計画」は、インフラを含めた地 している「公共施設等総合管理 本年度から国が策定を指導 (基本計

管理計画を策定していく。 と、今までの事業の実績をベー 成24年度から3ヶ年で実施し 援策も示されたことから、 スとして、平成27年度中を目途 有財産台帳の再整理)」の成果 た「公有財産管理評価業務(公 定の要請と併せて、財政的な支 に、包括的な公共施設等の総合 この度、総務省からの計画策 う方法を導入しては。

方式を採用してリース料を支払 して民間に委託、プロポーザル と今後の維持管理を十年間一括

しており、早急に対応する。

らすると、個別に行うことは可

防災訓練等について結論か

の作成に参考にできるのでは。 できないか、各地域の避難計画

能である。平成19年度水主地

### の業務委託に ついて

防犯灯LED化は調査・検討し、

ふるさと納税は早急に対応する

総 務



堅次

渡邉

え費、 1, もなる。そこで、防犯灯をLE 問 D照明に一斉に切り替え、 工事 果の向上、環境への負担軽減に る。その上、事務効率や防犯効 1億800万円の経費削減にな 要らないので、電気代、 D 灯 は、 400万円掛っている。 間約200万円、 になる。また、球替え費は年 で480万円の電気代の削減 D照明に取り換えれば、一年間 080万円の十年間で約 本市の防犯灯を一挙にLE 修繕費合わせて年間約 およそ十年間修繕が 修繕費は約 球替 L E

具体的に、調査・検討する。 今後、見積徴収など試算を行 減などのメリットが考えられる。 への切り替えによる電気代の削 事務の軽減やLED防犯灯

品 問 のため、 PR・特典の充実・迅速な対応 庁内手続きの省力化・効果的な り、雇用創出・人口減対策にも 業・地元企業の活性化につなが は、 各業者のメニューの比較検討を の業務一括代行委託を行っては。 なる取り組みと言える。そこで、 やす努力をすべきであり、 の面からも、 純然たる増収であり、歳入確保 の交付税の額にも影響しない、 は、本市のPRや、 ふるさと納税による寄付金 それに係る費用等について、 現在、委託する業務の範囲 自治体にとっては、国から 民間へのふるさと納税 収入(寄付) 地域産 特産 を増

ないか。

費用は市が負担することはでき

用品、

非常食の状態、また常時

な避難所のキャパシティ、備蓄

会単位で配布されているが公的

防災マップは旧町単位、自治

方法など自治会単位で情報提供 備蓄していない避難所への搬送

## 地域防災について

課

## 防災力の向上を図りたい

務

課



雅史 大藪

模で起こるか分からないことか がいつ、どこで、どれだけの規 ジに掲載している。また、災害 所の収容人数は市のホームペー 化するのは難しい。避難所や、 図っていきたいと考えている。 よう、地域の防災力の向上を る場所について把握し、 いても、市ホームページに掲載 避難所の備蓄品の状況などにつ ら、備蓄物資をリスクを避けて 記載されていないが、広域避難 備蓄については防災マップには ているが自治会の担当者に義務 付要綱を制定し、内容を周知し ら防災士育成支援事業補助金交 防災士資格であるが、25年度か 実情に即した訓練が取り組める 危険箇所など、皆様が住んでい 位自治会独自で防災訓練を実施 対する訓練も実施してきた。 していく。 分散型としている。なお、広域 しているところもあり、 地域の 地域の

災士の資格取得の補助金を出し

ている。各自治会の防災担当者

防災士の取得を義務付けし、

等と相談し個別、地域ごとに計

水害とかの想定ではなく自治会 害の種類は違う。大枠での風雨

地域によって起こりうる災

画し、実行できないか。現在防

## 命を守る防災減災のまちづくりを

## 万が一の事態に備えた取り組みをする

務

実施計画のうち施工可能なものを早急に施工してはどうか引田小学校跡地利用について

可能な限り手戻りを無くして早急に実施していきたい

政 策 課



が浸水している中、避難所に行

避難勧告を発表している。

11号台風では、住民全員に

滝川

ಠ್ಠ は、 進んでいるのか。 大地震の津波から住民の生命と 市内全域に勧告を発令した。 されると判断し地区を絞らず 家屋を守る須賀海岸堤防の完成 県に対しての要望は順調に 多くの住民が待ち望んでい 大型台風、 また南海トラフ

う要望を継続する。 関の協議を実施している。早期 須賀地区においての事業着手を 湾海岸浸食対策事業に引き続き 0 に事業実施がなされ、地域住民 行いたい。現在のところ関係機 皆様が安心して生活できるよ 現在施行中の松西地区の港

少なくない。市が発表する時点

ないか。

この跡地については、市の

て死亡していたというケースも を移動中に洪水によって流され に車、自転車、徒歩などで野外 中していることが指摘され、 は65歳以上の高齢者に被害が集 く方もいる。近年の豪雨災害で

の勧告は考えなかったのか。 で情報を整理し、地区を絞って

気象台等から雨と高潮に十



間部から沿岸部まで被害が予想

重なるとの情報も得ていた。山 土砂災害警戒情報発令の時間が を受けていた。また高潮警報と 砂災害に警戒を要するとの説明 分な注意が必要であり、特に土

須賀海岸堤防

ことからも市でも河川設計計画 の全体行程案が示された。この

の成果により、冠水地域の排水

との整合性を図る必要がある。 事業と県の進めている古川改修

県からは先般、古川改修計画

当と考え、また、冠水被害が発 処理施設の検討を行うことが順

生している事実も踏まえ、

## 英雄

に留めた形での検討を指示した 処理については手戻りを最小限

どうか。 て、 辺住民の避難場所に利用しては ためにも、早急にコミュニティ の性格を兼ね備えた施設を建て そこを投票所にも、さらに 地震や水害等発生時に、 地域のコミュニティ活性の

整備をしていく。 様のご意見を伺いながら、 考えておりますので、 票所となる施設の確保が必要と 旧引田小学校跡地には、 地域の皆

おけば良いのではないか。

するにはポンプによる強制排水

また、当該地区の冠水を解消

するには他に方法は無いのでは

ないし、ポンプ室を古川から広 施しても大きい後戻りにはなら 域の水処理を先行して工事を実

旧引田小学校南側の冠水地

めにセットバックして施工して



引田小学校跡地前

## '方公会計制度の固定資産台帳の整備' は

## 本年度で整備を完了する

政 策

課

平成25年度定期監査

(後期)結果につい



一郎

鏡原慎

問 てを示せ。 の対応状況と今後の対応につい 新地方公会計制度への本市

の対応については、研究会報告 準備に入っている。 新公会計制度への移行に向けた に総務省の通知を受け、すでに 本市の新地方公会計制度へ

どのような形でどこまで行われ ているのか。 として、固定資産台帳の整備は 新地方公会計制度への対応

ている。 おり、本年度が最終年度となっ を除き、平成24年度に着手して ては、上下水道の公営企業資産 資産台帳の整備状況につい

えていいのか。 簿価の算定も終了すると考

そのとおりである。

問答 新地方公会計制度は、 住民

> ついて市長の考えは。 いても目的の一つに挙げている の分かりやすい情報開示につ 本市の考えと今後の対応に

情報提供に努めていく。 質問のとおり分かりやすい

長の考えを伺う。 れらの課題は本市においても共今後の課題も示されている。こ 市の今後の取り組みに関して市 通する課題であると考えるが本 の取りまとめには、国における 問 総務省の研究会による今回

要性もあるが、本市も新地方公 間 課題の中には人材育成の必 市長の考えは。 算をしっかりと読める人材を育 ら複式簿記となっても予算や決 成していく必要があると思うが 会計制度が導入され単式簿記か な対策を検討していきたい。 他自治体の動向を注視し、 まるものである。従って、 答 全国全ての自治体に当ては 国や

機会等をつくり、職員が正しく 会計を理解できるようにしたい。 そのとおりである。研修の

# 節度持った支援継続を

政

貞男

市イベント実施支援補助金

田中

体自ら活動資金を確保していく 発生していた。将来的には会費 要綱の監査委員の意見につい 問 たい」との意見がなされた。 ていく努力を心がけていただき きる団体の体制づくりを促進し 成金がなくても活動や運営がで 補助の仕組みの工夫・検討し助 定に組み入れ、受けられる年数・ 努力を促し、自主財源の額を算 参加料やその他の事業収入で団 されていたが、次年度繰越金が て「市補助金が予算とおり交付

までの範囲であれば許されるの 市として次年度準備金はどこ

資金を確保する努力を促し、 会費等で団体自らの力で活動 活

> るが、市長の考えは。 動の充実を図る上で重要と考え るがどのように受け止めたらよ 動や運営が出来る団体の体制づ いか。コミュニティや自治会活 くりを促進していく努力をとあ

助額を交付している。 要する経費の3分の2以内の補 ら企画し、実施するイベントに については、任意の団体等が自 全体事業費の清算によって繰 市イベント実施支援補助金

もっともな意見。 設けていない。 越金の取り扱いは、 てイベント支援を継続していく。 対応が肝要であり、 ながら現実もしっかり見据えた していく工夫が必要であり、ご 団体自らが財源確保し、 理想を目指し 節度を持っ 特段基準は

# コミュニティ組織活性化への支援は

## 括交付金のような支援策を創設してい

政 策 課

寄付が増えるよう制度を拡充する

政 策



稔子

大田

問 ミュニティセンターの運営、 織の役割は。 の重要性が増してきている。 策等) の解決を図っていくこと て支援・介護予防施策・防災対 ティへの参画や地域課題 を通じて絆を形成し、コミュニ 今日、地域住民が学習活動 ( 子 育 組  $\neg$ 

理解している。 情や施設の状況に応じた管理・ 地域社会を創造していく核とし と健康・安心・安全・文化的な 運営に取り組まれているものと 指定管理者が(協議会)地域事 ての位置づけとなる施設である。 地域住民の共助・協働のも

いる。 福栄と活動が活発になってきて 問 相生・丹生・三本松・五名・ 積極的に活性化に取り組

> とができる一 支援策を見直し、地域コミュニ 地域の必要性に応じて適切な裁 との補助金制度としてではなく、 支援は、タテ割りの行政部門ご ティの一定の自由裁量で使うこ するときがきているのでは。 量で活用できる包括給付金等に んでいる組織に対し、 現在のコミュニティ活動の 括交付金のような 財政的な

策を創設し の中に支援 る基本計画 域コミュニ 策定中の地 的には現在 ていく。 ティに関す いる。具体

なってきて が必要に 制度の創設



0万5千円である。

円。平成25年度は、11件、

13

### ふるさと納税への対策は 今後、

弘志 井上

もある。東かがわ市民が他の自 ため、逆に税収入が減る可能性 た。自治体にとっては収入とな けられる為、寄付金が増えてき 愛による寄付が多かったが、最 金額がいくらあるのか。 治体に対して寄付納税した件数、 付も出来るので、税控除がある になり、その上に寄付控除が受 近は寄付に対する返礼品が豪華 平成24年度は、3件、 しかし、他の自治体への寄 ふるさと納税は当初、 6万 郷土

3万円以上の方にはひけた鰤、 供する仕組みはあるのか。 問 和三盆セットを贈呈している。 水主米、福栄米、さらに 寄付者に対して特産品を提

> る。早急に対応すべきである。 今後は、地域間競争が激しくな コーナーを準備すべきである。 が見てもわかるふるさと納税

早急に対応する。

問 早急に特産品を選定し直し、 倍にするなどの方針を出した。 る。そのための、制度改革、手 は、ふるさと納税を活用し、 ジでは、ふるさと納税が地味で きても、肝心の市のホームペー 報サイトで東かがわ市は検索で 情報が検索できる。しかし、 報サイトも存在し、 産品のプレゼントが有り、各地 化を目指す方向となって来てい 元の特産品のPR、地域の活性 いのか表示されていない。 わかり難い。特典もあるのかな の特産品が用意されている。 で話題になっている。豪華な特 ビ、インターネット、週刊誌等 続きの簡略化や控除の上限を二 最近、ふるさと納税がテレ 全国各地の 国 で

# 県道大内・白鳥インター線の延伸について

## 積極的に県と協議していく

建 設 課

住宅リフォーム助成制度の策定を小規模企業振興基本法成立を受け具体的実行として

商工観光室

県内の先行事例を参考に県への要望も踏まえて検討する



忠明

地区の交通の利便性を図るため、 問 山線として建設計画があった。 県とも協議して県道三本松・西 鳥町と大内町が三本松から福栄 今、高松自動車道の4車線化 この事業については、旧白

が決定し工事が進められ、また、

市の社会資本のさらなる充実が の整備とあわせた効果により、 盤整備事業(光ファイバー網) 事業が完成すれば、情報通信基 便性は飛躍的に向上する。この 線が完成すれば、市の交通の利 そのため、大内・白鳥インター 企業誘致等の条件整備に

成すると考えられる。

あり、数年後にはこの事業も完 区が来年4月に供用開始予定で 国道11号バイパス事業も第2工

> もなる。そのため、市にとって ない事業と考えるが。 は必ずや取り組まなければなら

網 る。 に対し積極的に要望していく。 える。そのため、この事業は県 り、工場立地等に寄与すると考 ス事業が進むことで、利便性の 道の4車線化や国道11号バイパ 報通信基盤事業(光ファイバー ター線の延伸が完成すれば、 て要望しているが、高松自動車 の延伸事業については、 向上と快適な道路環境が実現す の整備とあわせた効果によ さらに県道大内・白鳥イン 県道大内・白鳥インター線 継続し



大内白鳥インター線

#### 政行 東本

いる。 でも同じである。今回、小規模 地域経済の支え役として、また 従来の「成長発展」する中小企 年6月に成立した。この法律は て実行を規定し義務づけられて 定し、国と地方自治体が連携し る政策を法律という形で国が策 業者への持続的な発展を支援す を発揮している。東かがわ市内 雇用の担い手として大きな役割 な内容である。小規模業者は、 存在と明碓に位置づけた画期的 している小規模事業者も重要な 業にだけ光を当てるのではなく、 「事業の持続的な発展」に努力 小規模企業振興基本法が今

4000も姿を消した。東かが は、 香川県内の事業所の実態 大変厳しく、この3年間に

> うな小規模業者への支援を行っ てはどうか。 わ市は、この法律を受け次のよ

条例の策定。 定されている中小企業振興基本 二、全国の146自治体で制 一、実態調査を行うこと。

ること。 度を県の施策とするよう要望す 検討をすること。また、この制 成制度を東かがわ市でも実施の 証済みである住宅リフォーム助 に実施し、地域経済の効果が実 三、全国35%の自治体ですで

用にとって極めて重要な存在で を参考に、県への要望も踏まえ 度については、県内の先行事例 ている。住宅リフォーム助成制 考にしながらすでに検討を進め め、県及び県内他市の事例を参 振興基本条例は、実態調査も含 あると認識している。中小企業 て検討していく。 小規模企業は地域経済と雇

## 小学校での農業体験の取り組みは

## 地域産業の学習できる取り組みを行う



利雄

利用して、米や野菜、花づくり 地域ごとに知恵を絞り休耕地の えてきている。 利用を図る取り組みの事例がふ に充てたり市が農場を整備して ろで「総合的な学習の時間」を 市外では、いろいろなとこ

はどうなっているのか。 校での農業体験学習の取り組み 大事さが言われている中、小学 「地産・地消」や「食育」の

要な産業として、水産業や他の や成長の様子を学び、栽培活動 栽培を通して、植物の育つ場所 生の生活科においては、野菜の 産業とともに学んでおり、2年 生活と密接なかかわりをもつ重 生の社会科において、国民の食 小学校の農業学習は、5年

> ている。 に興味や関心をもつ学習を進め

業体験する「空ちゃん田んぼ」 野菜の栽培、白鳥小学校や大内 キュウリ、ミニトマト、インゲ のような活動も行っている。 て、一緒に田植えや稲刈りの作 の地域の方々の協力をいただい の栽培、福栄小学校では、多く 小学校では、サトウキビやイモ ン豆、ナス、オクラなどの各種 引田小学校では、学年別に、

学んでいる。 謝の気持ちを大切にすることも 地元の農業生産者の方々への感 食材を生かした給食を提供し、 める中で、地域で取れた新鮮な 学校給食では、地産地消を進

業を含め様々な地域産業の学習 業などの機会もあるので、今後 ができる取り組みを行っていく。 や収穫の喜びを感じながら、農 きながら、農業に親しみ、生産 も、地域の皆様の協力をいただ 総合的な学習の時間や土曜授

# を教科化することについての

学校教育課

道徳教育の充実を図る



鈴江代志子

問 的自衛権行使容認を閣議決定し、 保護法の強行、14年7月、集団 ると思われる。 日本が海外で戦争できる国へな 2013年12月、特定秘密

あった。 から「修身」へと改めた教科で いく一助を担ったのは、「道徳」 国民を軍国主義に思想統一して 義日本」が強化された。その時、 総動員法が制定され、「軍国主 治安維持法、1938年、国家 第二次大戦前、1925年、

もその教科書は、文科省の教科 書検定を受けたものを導入する 徳」を教科化するとある。しか とし、早ければ、 今回、中教審答申案では、「道 2015年度

> 舞を踏んではいけないと思うが る。本市では絶対に戦前の二の 国へと準備しているように見え ある。急ぎ早で日本を戦争する から正式な教科となる可能性が 所見を伺う。

たい。 討が必要な課題も多くあること 価が適当でないこと、また、検 他の教科のように点数化した評 点が中心になるということから、 が人間の心や行動の問題という はまだ示されていないが、道徳 から、これからも注視していき による指導の可否など、今後検 定教科書による画一的な価値観 具体的な内容などについて

根幹に関わる部分の学習であり、 り良く生きるための人間形成の 充実が図られるよう努めていく。 道徳教育は、社会人としてよ

#### 議員の賛否表

							Ž	Ŧ	成	26	年						
会認	義名						第	3	回	定	例	会					
		9	月 2	日 採	決				9	月	19	日	採	決			
可決·否	決の別	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決
議第	客名	議案第1号	議案第8号	発議第1号	発議第2号	議案第2号	議案第3号	議案第4号	議案第5号	議案第6号	議案第7号	議案第9号	議案第10号	議案第11号	議案第12号	議案第13号	議 案 第 14 号
義	名	東かがわ市附属機関設置条例の制定について	例の一部を改正する条例について東かがわ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条	東かがわ市議会委員会条例の一部を改正する条例について	ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書について	東かがわ市健やか子ども基金条例の制定について	例の制定について東かがわ市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条	る基準を定める条例の制定について東かがわ市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関す	東かがわ市保育の必要性の認定に関する条例の制定について	東かがわ市認定こども園条例の制定について	める条例の制定について東かがわ市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定	東かがわ市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について	いて ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	平成26年度東かがわ市一般会計補正予算(第2号)について	いて   平成26年度東かがわ市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)につ	について 平成26年度東かがわ市介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)	平成26年度東かがわ市一般会計補正予算(第3号)について
滝川	 俊一	0		0	0			,   ()					0	0	0	0	0
楠田	_ <del> </del> へ 敬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中川	利雄		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	Ō	0	Ō	Ō	Ō
大田	稔子	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
渡邉	堅次	0	0	0	0	0	0	Ō	Ō	0	0	0	0	0	0	0	
鏡原慎		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鈴江作		0	0	0	Ō	0			0		0	0			0	0	Ō
東本	政行	0	0	0	0	0			0		0	0			0	0	0
大森	 忠明		0	0	0				0		0		0	0	0	0	0
田中	貞男		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
矢野	昭男		0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0
木村	ゆみ		0	0	0	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
石橋			0	0			0			0	0	0	0	0	0	0	
大藪	雅史		0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
井上		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
池田	正美	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

<sup>※○</sup>は賛成 ●は反対 一は欠席した者です。

<sup>※</sup>議長(橋本 守)は可否同数の場合のみ表決権があります。

<sup>※</sup>認定第 1号から認定第 9号までの平成25年度各会計歳入歳出決算の認定については、平成25年度決算審査 特別委員会に付託され継続審査となりました。

議

#### 民生文教常任委員会 8 月

5 日

議会運営委員会 全員協議会 議会改革推進会議 総務建設経済常任委員会

26 日

11日

本会議

予算審査常任委員会 民生文教常任委員会

議会改革推進会議

予算審査常任委員会 本会議(一般質問) 議会運営委員会 本会議 (一般質問)

18 日

本会議 全員協議会

19 日

議会広報広聴特別委員会

全員協議会

平成25年度決算審査特別委員会 議会広報広聴特別委員会 議会広報広聴特別委員会

平成25年度決算審査特別委員会

議会広報広聴特別委員会

7 日

平成25年度決算審査特別委員会 議会改革推進会議 民生文教常任委員会

17 日 16 日 15 日

> 議 会報告会開













11月17日(月曜日)午後7時より 引田公民館 大内公民館 2階会議室 第1講義室

11月18日(火曜日)午後7時より 五名活性化センター 交流プラザ 会議室

11月19日(水曜日)午後7時より 誉水公民館 小海体育館 第一研修室

どの会場へのご参加も可能です。 多くの皆様のお越しをこころよりお待ちしております。

## 編集後記■

ところです。 児たち、すこやかな成長を願う り開園予定の大内子ども園の新 た。東かがわ市の未来を担う幼 しい園舎の姿が現れてきまし 誉水小学校跡地に来年4月よ

す。 たしました。皆様のおひざもと 皆様との意見交換の場を設定い が決まり、新たに議会と市民の 皆様の御参加をお待ちしていま で有意義な懇談ができますよう さて第3回議会報告会の日程

聴特別委員会としての役割を果 会において、本委員会が広報広 たしているところです。 今回の議会だよりおよび報告

Y · S

市民のみなさん 議会傍聴を してみませんか